

利用上の注意

1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

3 調査日

平成 24 年 2 月 1 日

4 調査対象

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行いました。

- ① 大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

5 製造業について

(1) 本書は、製造業について、「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、「平成 24 年経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、産業横断的集計の製造業の結果とは異なっています。

(2) 本書調査結果の概要において、「平成 23 年」の数値は活動調査、「平成 22 年」以前の数値は工業統計です。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成 23 年 1 年間、工業統計は調査年 1 年間の数値です。また、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在、工業統計は調査年の 12 月 31 日現在の数値です。

(3) 従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっています。

6 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。

(2) 産業中分類は、次の略称を用いています。

産業中分類番号	略 称	名 称
0 9	食 料 品	食料品製造業
1 0	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
1 1	織 維	繊維工業
1 2	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業（家具を除く）
1 3	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業
1 4	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
1 5	印 刷	印刷・同関連業
1 6	化 学	化学工業
1 7	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
1 8	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	プラスチック製品製造業
1 9	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
2 0	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
2 1	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
2 2	鉄 鋼	鉄鋼業
2 3	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
2 4	金 属 製 品	金属製品製造業
2 5	は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業
2 6	生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業
2 7	業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業
2 8	電 子 部 品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
2 9	電 気 機 械	電気機械器具製造業
3 0	情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
3 1	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
3 2	そ の 他	その他の製造業

(3) 日本標準産業分類の改訂（平成 19 年総務省告示第 618 号）に伴い、平成 20 年調査より別紙 1 のとおり工業統計調査用産業分類が改訂されています。

(4) 統計表Ⅲ「製造・賃加工品目別結果表」について

- ① 平成 24 年経済センサス-活動調査（製造業）に用いた商品分類表によります。
- ② 算出事業所数は、当該品目を生産したすべての事業所を集計しています。

7 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・

電気炉を含む)」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

8 集計項目の名称及び用語の定義

(1) 事業所数は、平成24年2月1日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区間を占めて主として製造又は加工をおこなっているものをいいます。

(2) 従業者数は、平成24年2月1日現在の数値です。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)も含まれます。一方、臨時雇用者は含めません。

統計表の中で「従業者数」で表記されている集計値からは、さらに他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人(送出者)を除いています。

(3) 事業に従事する者の人件費は、平成23年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者(「正社員、正職員」及び「パート・アルバイト等」をいう)及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与など」の合計をいいます。

(4) 原材料、燃料、電力の使用額等は、平成23年1月から12月までの1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額の合計をいいます。

(5) 製造品出荷額等は、平成23年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額(別紙2)の合計をいいます。

(6) 生産額は、次の算式により算出しています。

① 従業者10人以上

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

② 従業者9人以下

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額

(7) 付加価値額(粗付加価値額)は、次の算式により算出しています。

① 従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(消費税を除く内国消費税額(*)＋推計消費税額)－原材料、燃料、電力の使用額等－減価償却額

② 従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料、燃料、電力の使用額等

*：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(8) 有形固定資産の投資総額（従業者 30 人以上）は、次の算式により算出しています。

$$\text{投資総額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減額(増加額 - 減少額)}$$

(9) 経済センサス-活動調査（製造業）結果に用いられる主な算式

① 1 事業所当たり、従業者 1 人当たりの製造品出荷額等

$$\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \div \text{事業所数又は従業者数}$$

② 常用労働者 1 人当たり現金給与総額

$$(\text{事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額}) \div (\text{常用労働者数} - \text{別経営の事業所へ出向または派遣している人})$$

③ 原材料率（従業者 30 人以上）

$$\text{原材料、燃料、電力の使用額等} \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \} \times 100$$

④ 付加価値率

・従業者 30 人以上

$$\text{付加価値額} \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \} \times 100$$

・従業者 29 人以下

$$\text{粗付加価値額} \div \{ \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \} \times 100$$

⑤ 現金給与率（従業者 30 人以上）

$$(\text{事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額}) \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \} \times 100$$

9 記号及び注記

各表中、構成比等については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。また、調査の単位を四捨五入して表章単位としているため、調査単位の合計と表章単位の合計や前年比等が一致しないことがあります。なお、表中の各比率は、調査の単位で計算したものを使用しています。

「-」は該当数値なし、「0.0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表しています。

「X」は、集計対象となる事業所が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も「X」としました。

10 本書調査結果の概要において時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に注意してください。

平成 19 年及び 20 年調査において、脱漏事業所の捕捉作業を行いました。

また、平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成 18 年以前の数値とは接続しません。

11 地域区分は、次のとおりです。（調査時点での市町村名を表示しています。）

丹後地域 …… 宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

中丹地域 …… 福知山市、舞鶴市、綾部市

南丹地域 …… 亀岡市、南丹市、京丹波町

京都市域 …… 京都市

山城地域

〔 乙訓地域 …… 向日市、長岡京市、大山崎町

山城中部地域 …… 宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町

相楽地域 …… 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

12 その他

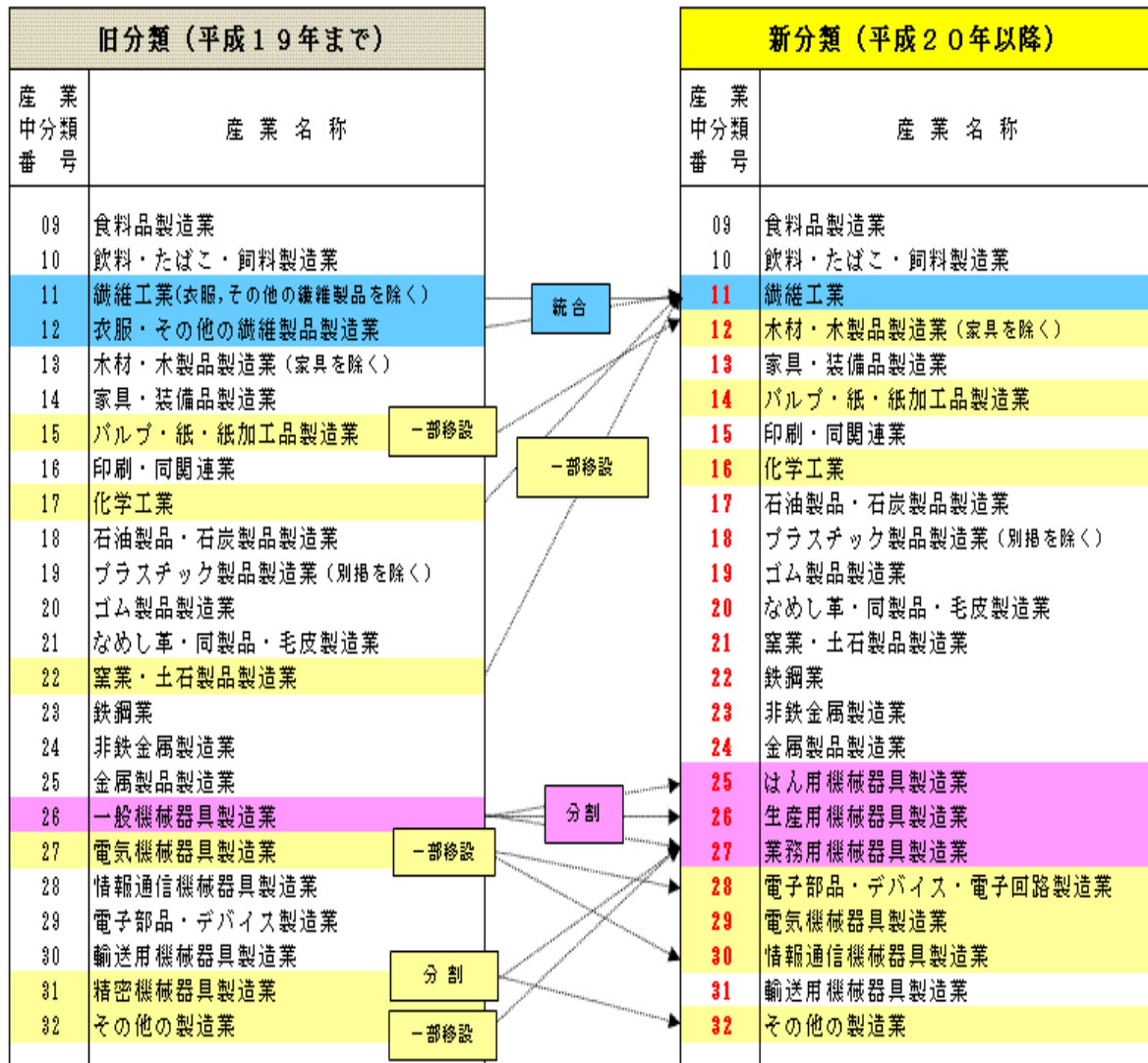
(1) 総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス-活動調査」の製造業確報結果の調査票情報を京都府が独自集計したものです。

(2) この報告書の数値は、総務省・経済産業省から公表されるものと相違することがあります。

(3) 内容についての問い合わせ先

京都府政策企画部調査統計課産業統計担当

TEL (075) 414-4509 、 4510 (直通)



1. 製造業品目番号

平成22年工業統計調査		対応	平成24年経済センサスー活動調査	
品目番号	品目名称		品目番号	品目名称
244323	シャツタ	→	244512	シャツタ
244512	建築用板金製品	→	244513	建築用板金製品

2. その他収入の種類

平成22年工業統計調査 (その他収入の種類)	対応	平成24年経済センサスー活動調査 製造業品目編(その他収入の種類)	(参考)調査票(第1面) 「事業別売上(収入)金額」の記載欄
710000 農業、林業収入	→	710001 農業、林業、漁業収入	(ア)農業、林業、漁業の収入
720000 漁業収入	→		
730000 鉱業、採石業、 砂利採取業収入	→	730000 鉱物、採石、砂利採取事業収入	(イ)鉱物、採石、砂利採取業の収入
800000 転売収入 (仕入商品販売収入)	→	800000 転売収入 (仕入商品販売収入)	(エ)商業
810000 製造小売収入	→	810000 製造小売収入	
740000 建設業収入	→	740000 建設業収入	(オ)③建設事業の収入
750000 販売電力収入	→	750000 販売電力収入	(オ)④電気、ガス、熱供給、水道事業の収入
760000 ガス・熱供給・水道業収入	→	760000 ガス・熱供給・水道業収入	
770000 情報通信業収入	→	770000 情報通信業収入	(オ)⑤通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入 (カ)⑨情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入
780000 冷蔵保管料収入	→	780000 冷蔵保管料収入	
790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管収入を除く)	→	790000 運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管収入を除く)	(オ)⑥運輸、郵便事業の収入
820000 金融・保険業収入	→	820000 金融・保険業収入	(オ)⑦金融、保険事業の収入
830000 不動産業、物品賃貸業収入	→	830000 不動産業、物品賃貸業収入	(カ)⑩不動産事業の収入
840000 学術研究、専門・技術サービス業収入	→	840000 学術研究、専門・技術サービス業収入	(カ)⑪物品賃貸事業の収入 (カ)⑫学術研究、専門・技術サービス事業の収入
850000 宿泊業、飲食サービス業収入	→	850000 宿泊業、飲食サービス業収入	(カ)⑬宿泊事業の収入 (カ)⑭飲食サービス事業の収入
860000 生活関連サービス業、娯楽業収入	→	860000 生活関連サービス業、娯楽業収入	(カ)⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入
870000 教育、学習支援業収入	→	870000 教育、学習支援業収入	(キ)学校教育事業の収入
890000 修理工業収入	→	890000 修理工業収入	(カ)⑯社会教育、学習支援事業の収入 (カ)⑰上記以外のサービス事業の収入
900000 サービス業収入(上記以外のもの)	→	900000 サービス業収入	(オ)⑥運輸、郵便事業の収入 (郵便切手類販売(手数料収入)) (オ)⑧政治・経済・文化団体、宗教団体の事業活動収入
880000 医療、福祉収入	→	880000 医療、福祉収入	(ク)医療、福祉事業の収入